

## 森林・林業・木材産業施策の充実を求める意見書

森林は地球温暖化の防止，国土の保全，水源かん養など多様な機能を有し，「緑の社会資本」として，我々の生活を守るうえで重要な役割を果たしている。特に京都議定書による温室効果ガスの6%削減の約束達成に向け，森林整備による二酸化炭素吸収量の確保への期待が大きく高まっている。

しかしながら，長期的な国産材需要の減少は林業の停滞を招き，林業従事者の減少・高齢化，森林所有者の施業意欲の低下が進行するなど森林整備を森林所有者のみに期待することは困難な状況となっている。

このような状況が続けば，手入れ不足の森林が増加し，森林の荒廃による公益的機能の低下が強く懸念されることから，林業を再生し健全な森林を育てていくことが極めて重要となっている。

一方，世界的な木材需要の増加や加工技術の向上などにより，国産材の用途が広がり，国産材の需要回復がみられるようになってきたことは，林業の活性化にも繋がる絶好の機会といえる。

よって，国においては以上の現状を踏まえ，下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 森林吸収源対策として森林整備を着実に推進するため，安定的な財源を確保するとともに，自治体や森林所有者の負担を軽減する支援制度の拡充を図ること。
- 2 緑の雇用等の拡充により一層の担い手の育成・確保を図るとともに，国産材の安定供給や利用拡大に向けた支援策を推進すること。
- 3 森林整備の推進や山村地域の活性化を図るため，森林整備法人への支援拡充や林道等路網の整備を推進すること。
- 4 近年の災害の多発に鑑み，山地災害の防止や海岸防災林の整備などの計画的かつ効率的な治山対策を推進すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

笠間市議会議長 石崎 勝三

(意見書提出先)

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総	務		大	臣
財	務		大	臣
農	林	水	産	大
環	境		大	臣